

平成30年11月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成30年11月28日～29日

場 所 第3委員会室

平成30年11月28日(水曜日)

出席委員(7人)

午前9時57分開会

会議に付託された議案等

○議案第11号 民事訴訟事件の和解及び損害賠償額の決定について

○議案第22号 平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)

○議案第23号 平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)

○議案第24号 平成30年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)

○議案第25号 平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)

○議案第28号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

○報告事項

・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・サイバー空間の脅威の現状と対策について
- ・平成30年度各事業の上半期の状況について
- ・企業局地域防災力向上支援事業について
- ・県立高校生の就職内定状況について
- ・五ヶ瀬中等教育学校における合格者の男女比について
- ・みやざき特別支援教育推進プラン(改訂版)の策定について
- ・第73回国民体育大会の結果について

委員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	日 高 陽 一
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	河 野 哲 也
委 員	凶 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警務部参事官兼 首席監察官	中 川 正 純
生 活 安 全 部 長	河 野 重 定
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介
警 備 部 長	谷 口 浩
警務部参事官兼 会計課長	福 栄 芳 政
警務部参事官兼 警務課長	藤 川 寿 治
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	児 島 孝 思
総 務 課 長	三 原 健
少 年 課 長	今 村 洋 一
生 活 環 境 課 長	上 平 賢 一
交 通 規 制 課 長	日 高 靖 和
運 転 免 許 課 長	日 高 好 章

企業局

企 業 局 長	凶 師 雄 一
---------	---------

副 局 長 (総 括)	佐 野 詔 藏
副 局 長 (技 術)	土 屋 喜 弘
技 監	喜 田 勝 彦
総 務 課 長	奥 浩 一
経 営 企 画 監	新 穂 浩 一
工 務 課 長	平 松 信 一
電 気 課 長	森 本 誠 二
施 設 管 理 課 長	山 下 正 次
総 合 制 御 課 長	上 石 浩

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
副 教 育 長	武 田 宗 仁
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 田 郷 志
教 育 次 長 (教育振興担当)	金 子 文 雄
教 育 政 策 課 長	中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長	柚 木 崎 誠 一 朗
育 英 資 金 室 長	重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長	川 越 淳 一
義 務 教 育 課 長	黒 木 貴
特 別 支 援 教 育 課 長	酒 井 裕 市
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生 涯 学 習 課 長	後 藤 克 文
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長	米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長	谷 口 武 範
人 権 同 和 教 育 課 長	鎌 田 剛 史
図 書 館 長	金 子 洋 士
美 術 副 館 長	加 塩 美 昭
総 合 博 物 館 長	黒 木 義 博

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲 斐 健 一
議事課主任主事	石 山 敬 祐

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付しております日程案をごらんください。追加がございまして、教育委員会のところにその他報告事項が3つ記載されているかと思いますが、今議会の本会議等でも話題になりました、五ヶ瀬中等教育学校の合格者の男女比について、急遽、教育委員会から報告をさせていただきたいと申し出がありました。日程案には記載されておられませんけれども、追加して報告を受けたいと思いますが、日程案も含めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第28号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付してあります資料をごらんください。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、御参考にお配りしております。御確認いただきたいと思います。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、

本部長の説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。警察本部長の郷治でございます。本日の常任委員会、よろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め、委員の皆様方には、日ごろから宮崎県警察の運営につきまして御理解と御協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本日御審議いただきます議案及び報告につきましては、平成30年度宮崎県一般会計補正予算、損害賠償額を定めたことについて、サイバー空間の脅威の現状と対策についての3件でございます。それぞれ担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大塚警務部長 それでは、平成30年11月定例県議会提出の議案第22号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」の公安委員会関係につきまして御説明いたします。

なお、警察本部では給与改定に伴う補正のみで、議案第1号に係る補正はございません。

お手元の平成30年11月定例県議会提出議案、議案第22号から29号の4ページから5ページをござらんください。

議案書の4ページの(款)警察費、5ページの(項)警察管理費、補正額1億1,059万8,000円でございます。これは人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正でございます。給与改定に伴い必要となります人件費の所要額を計上しております。

主な補正内容につきましては、給料部分が平均0.15%、勤勉手当が0.05カ月分の引き上げと

なっております。この結果、警察本部の11月補正後の予算額は268億7,914万1,000円となります。

以上であります。

○渡辺委員長 議案についての説明が終了いたしました。議案に関する質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○大塚警務部長 それでは、平成30年11月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回御報告させていただく事案につきましては、公務中の警察官の交通事故が6件になります。

それでは、お手元の報告書に基づいて御説明いたします。

警察官の損害賠償事案については、報告書3ページの3行目から8行目の交通事故になります。

まず、1番目の事故について説明します。この事故につきましては、平成30年1月31日午後7時45分ごろに、宮崎市内のマンション駐車場において、宮崎北警察署の警察官が公用車両を移動させるため車両を後退したところ、誤って左側ドアミラー部分が駐車場のコンクリート製の支柱に接触したものです。事故原因につきましては、同乗者が降車しての誘導があったのですが、運転手自身による周囲の安全確認不足があったものと思われれます。事故の過失割合につきましては、相手方が工作物でしたので、相手方に過失はありません。この支柱を補修するため、塗装工事などを業者に依頼し、費用として合計6万6,960円を警察の任意保険から支払って

おります。公用車両につきましても、左側ドアミラーの部品交換などの修理が必要となり、その費用として、合計3万9,859円を県費から支出しております。

次に、2番目の事故について説明します。この事故につきましても、平成30年2月22日午前9時14分ごろに、新富町中央公民館駐車場において、高鍋警察署の警察官が捜査活動に従事中、公用車両を同駐車場に駐車するため車両を後退したところ、目視確認のために半開放した運転席ドアが、隣枠に駐車していた相手方車両のフロントバンパー部分に接触したものです。事故の原因につきましても、同乗者の後方誘導があったのですが、誘導者の指示に集中せず、さらには相手方車両との間隔など、周囲に対する安全確認不足があったものです。事故の過失割合については、相手が無人駐車中の車両でしたので、相手方に過失はありません。この事故により、相手方の車両についてはフロントバンパーの交換などの修理が必要となり、その費用として4万9,302円を警察の任意保険から支払っております。また、公用車両につきましても、接触箇所がドアの端の鋭角部分であったため、目立った損傷などもなく、修理の必要はありませんでした。

次に、3番目の事故について御説明します。この事故は、平成30年2月28日午前4時27分ごろ、宮崎市橘通東5丁目の市道において、宮崎北警察署の警察官が捜査活動のため公用車両を運転していたところ、市道に隣接する給油施設から発進してきた相手方車両の前部バンパーと公用車両の後部左側面部分が接触したものです。過失割合については、県側が10%、相手方が90%となっております。事故の原因につきましても、相手方の車両発進時における右方からの進

行車両に対する安全確認不足と県側の左方に対する注意不足が重なったものです。また、公用車両には運転手のほか2名の警察官が同乗していたのですが、秘匿捜査中であったこともあり、2名とも後部座席に座り、それぞれ作業を行っていました。この事故により、相手方の車両はフロントバンパーの塗装修理などが必要となり、4万5,522円の修理代金が必要となりました。また、相手方に対する損害賠償金として、県警の任意保険から過失割合に応じた金額として4,552円を支払っています。公用車両につきましてもリアバンパーの塗装修理などが必要となり、合計して11万8,454円の修理代金が必要となりました。この費用につきましても、相手方の任意保険から過失割合に応じた10万6,609円の支払いを受けております。残りの1万1,845円については県費から支出しております。

次に、4番目の事故について御説明します。この事故は、平成30年6月4日午前11時58分ごろ、日向市内の商業施設の駐車場において、日向警察署の警察官が捜査活動に従事中、公用車両を左方に向けて発進しようとしたところ、左方に設置されていたポール型車どめに気がつかず、ハンドルを余計に切り過ぎたため、左側後部ドア部分を接触したものです。事故の過失割合については、相手方が工作物でありますので、相手方に過失はありません。事故の原因については、運転者が車両発進時に左前方の安全確認を怠ったことによるものです。この事故で相手方に対する損害賠償額として、県警の任意保険から2万9,160円を支出しております。また、公用車両につきましても、塗装修理代として9万8,301円が必要となり、県費から支出しております。

次に、5番目の事故について御説明します。

この事故は、平成30年6月8日午前8時43分ごろ、小林市内の商業施設の駐車場において、小林警察署の警察官が捜査活動に従事中、公用車両を駐車するため、駐車枠に向かって後退したところ、隣枠に駐車していた相手方の車両の左側ドアミラー部分と公用車両の後部左側部分が接触したものです。過失割合については、相手側が無人駐車中の車両でしたので、相手方の過失はありません。事故原因については、運転者の後方の安全不確認によるものであります。また、運転者は単独勤務で同乗者はいませんでした。この事故で相手方の車両については、ドアミラーの取りかえなどの修理が必要となり、その費用として3万7,346円を県警の任意保険から支払っております。公用車両につきましては、修理を要する損傷の発生はありませんでした。

最後に、6件目の事故について御説明します。この事故は、平成30年6月10日午前4時6分に、宮崎市内のアパート駐車場において、宮崎北警察署の警察官が公用車両を運転し、同駐車場に駐車しようとして車両を後退させたところ、駐車場のブロック塀に接触したものです。この事故の過失割合については、相手方が工作物であるため、相手方に過失はありません。また、事故原因につきましては、雨天を理由に同乗者による後方誘導を怠っていたことなど、後方に対する安全確認が不十分であったことによるものです。この事故で相手方には、ブロック塀の修理費用として7万6,000円を警察の任意保険から支払っております。また、公用車両についてもリアバンパーの塗装修理が必要となり、その費用として8万3,380円を県費から支出しております。

県有車両による交通事故につきましては以上の6件であります。

県警では、機動性、広域性、秘匿性等といっ

た警察活動の特殊性を踏まえ、昨年中には計997台の公用車両を運用しており、その年間走行距離は1台当たり平均約1万キロにも達することから、公用車両を運転する全職員がさまざまな警察活動で求められる運転技能・知識等を十分に有し、発揮できるよう、公用車運転適格審査制度を設けるなど、諸対策を講じております。しかしながら、今回の報告のとおり、損害賠償を伴う事故の発生が継続している現状があります。また、交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないのでありますので、県警としては一層気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○渡辺委員長 報告事項についての説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○徳重委員 今、部長から説明があったわけですが、今年、こんなにもたくさん事故を起こしているということで、県警は指導する立場でありながら、みずからの事故、そして、同乗者もいた件が何件かあったようです。さらに、それが駐車場ということも考えますときに、警察官の気質、気持ちの中で、何か県民とかけ離れたところがあるんじゃないかなという気がしてならないんですよね。事故を起こさないということは県民全てが思っているんです。ほかの部署においては余り起きていないわけですから、このことを考えても警察官の気持ちの中に緩みがあるんじゃないかなという気がしてならないんですよね。毎回議会上がってきますが、こんなにもたくさん出てくると、本当に県警に緩みを感じないわけにはいかないわけですが、その

辺について、どう思っているのか。

○大塚警務部長 御指摘いただきましたとおり、依然として公用車両による交通事故が発生している状況がございまして、この状況について少し分析したんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、公用車両1台当たりの走行距離の平均が年間約1万キロということで、通常の車両と比べても走行距離が非常に長いところと、これは先ほども申し上げたとおり、警察活動の特殊性もございまして。それと、事故の内容を見ますと、平成30年の公用車が第一頭となる交通事故の発生件数なんですけど、平成30年10月末現在では全体で63件あるんですけれども、63件中、対工作物の物損事故が56件で、かなりの数を対工作物の物損事故が占めている状況があります。事故が発生した場合は、当然のことではあるんですけれども、基本的に全てを届け出ますが、事故の規模が大きい小さいではないですけれども、件数としては比較的小さな事故をなかなか防止できていない現状があつて、注意不足という点では、本来は完璧を目指すべきではあるんですけれども、多くの車両を運用し、走行距離も長い中で、なかなかどうしても行き届かない部分が出てきてしまっているんじゃないかというのが分析した結果でございまして。

○徳重委員 この前、私は運転免許の更新に行つたんです。指導の先生から、一番大事なことは確認だと。確認しないから事故になるんですよ。車が来ようと来まいとちゃんと確認しなさいというのを強くおっしゃっているんですね。そこが交通事故の基本だと言われておりますし、それを強く言われまして、我々もまだ足りないところはたくさんあるんですけど、しかも、この場合、駐車場で物損事故を起こしていることを考えますと、皆さん方が県民を指導しなければ

いけない立場にありながら、逆に確認を怠るといふ、運転者としての第一義的なマナーというんでしょうかね、基本を。まずは警察官がそういうことのないようにしてほしいと私は思うんですが、本部長、何かありましたらひとつお答えいただきたいと思います。

○郷治警察本部長 全く委員が御指摘のとおり、交通安全には運転中の確認が大事なことでございまして、私どもも運転者の講習等で指導しているとおりでございまして。

ただいま警務部長が申し上げましたとおり、走行距離が長いというのはありますけれども、その中でも、今後も注意を怠らないように指導を徹底してまいりたいと思います。

○横田委員 例えば、1月31日の事故ですけれども、これは過失割合が100%だったんですが、10月15日に専決されているわけなんですけれども、もっと速やかな処理ができなかったのかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○中川首席監察官 1月31日の事故が現在に至った理由ですけれども、これは相手方との示談交渉を保険会社のほうにお願いしておりますので、その会社とのやりとり等々で相手の方によってはちょっと時間を要する場合があります。それが決まり次第、金額が300万円以下ということで、知事へ速やかに順次報告させていただいて、この委員会で御報告させていただいている次第でございまして。

○渡辺委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、報告事項については以上としたいと思います。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○河野生活安全部長 それでは、サイバー空間

の脅威の現状と対策について説明させていただきます。

現在、情報通信技術の進展、スマートフォン等の普及により、サイバー空間が県民の日常生活や経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中、あらゆる犯罪に悪用されるようになり、サイバー空間における脅威はますます深刻化している現状にあります。警察としましては、これらの犯罪に迅速・的確に対処するため、官民連携によるサイバー犯罪被害防止対策や戦略的な取り締まり等による検挙対策を推進しているところであります。

それでは、資料に基づき、説明させていただきます。

資料1の(1)は、県内で受理したサイバー犯罪に関する相談受理件数の推移を示したもので、その受理件数は年々増加傾向にあり、平成29年中は過去最多となる2,604件、5年前の平成25年の1,418件と比べて約1.8倍増加しております。本年10月末の相談受理件数は2,051件で、前年同期に比べ222件減少しておりますが、依然として高どまりの状態であると考えております。

2枚目の別紙をごらんください。

別紙1は、サイバー犯罪に関する全国の相談受理件数と県内の相談受理件数の推移を棒グラフにしたものであります。青色の棒グラフ部分は、相談内容のうち、最も多い詐欺・悪質商法に関する相談件数を内数として示したもので、棒グラフの右側の欄は、詐欺・悪質商法に関する相談以外の相談件数を示したものであります。全国の相談受理件数の推移ですが、平成28年をピークとしてわずかに減少傾向であるものの、依然として高どまりの状態であります。県内はといいますと、県内の相談受理件数の推移は、青色の棒グラフで示したとおり、いずれの年も

約7割が詐欺・悪質商法に関する相談となっております。

詐欺・悪質商法に関する相談内容については大きく3つに分けられ、具体的に説明しますと、1つ目が、利用した覚えのないアダルトサイトなどの情報料の請求がメールで送信されてくる架空請求詐欺。2つ目が、インターネットサイトにアクセスしただけで「登録が完了しました」「料金をお支払いください」などのメッセージを表示させ、現金をだまし取るワンクリック詐欺。3つ目が、インターネットショッピングで商品を購入し、銀行振り込み等で代金を支払ったんですけれども、商品が届かない、連絡もとれなくなったというインターネット・ショッピング詐欺に関する内容になります。

また、詐欺・悪質商法以外の相談としましては、グラフの右の欄に記載していますように、ネット掲示板への書き込みによる名誉毀損、迷惑メール、不正アクセス等に関する相談などがあります。

資料に戻りまして、資料1の(2)はサイバー犯罪の検挙件数の推移になります。検挙件数も近年増加傾向にあり、平成29年中は過去最多となる75件を検挙しているところであります。また、本年10月末の検挙件数は55件で、前年同期に比べ2件増加となっております。

再度、資料の別紙のほうをごらんください。

別紙2は、全国及び県内におけるサイバー犯罪の検挙件数の推移を棒グラフに示したものであります。棒グラフ内の色分けはサイバー犯罪の類型ごとに示したもので、緑色の棒グラフは他人のID・パスワードを無断で使用してインターネット上のサービスへ不正にアクセスするなどといった不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反に関する犯罪。ダイダイ色がコンピュ

ーターに保存されているデータを不正に書きかえたり、使用できないように損壊するなど、コンピューター等を対象にした犯罪、あるいはコンピューターウイルスに関する犯罪。青色がインターネットを利用した詐欺事件、あるいは恐喝・脅迫、SNS等を利用した児童買春事件等のネットワーク利用犯罪であります。

また、棒グラフの右側の欄は、ネットワーク利用犯罪のうち、罪名・違反別の検挙件数を示したものであります。棒グラフで示したとおり、全国、県内ともに、インターネットを悪用したネットワーク利用犯罪の検挙が大半を占めている状況にあります。

また、平成29年中における県内のサイバー犯罪検挙状況では、検挙件数75件のうち、63件がネットワーク利用犯罪で、全体の8割以上を占め、ネットワーク利用犯罪の罪名・違反別の検挙件数は、右の欄に示したとおり、インターネットを利用した詐欺事件が最も多く、15件を検挙しております。

それでは、資料に戻りまして、資料2の課題について説明いたします。深刻化するサイバー空間の脅威の現状から、主な課題として、「県民のサイバーセキュリティ意識の高揚及び官民連携のさらなる推進」と「新たな手口のサイバー犯罪への対応」の2点を挙げております。

県民のサイバーセキュリティ意識の高揚及び官民連携のさらなる推進についてですが、近年、目覚ましい発展を遂げているサイバー空間は、県民生活の利便性を向上させるにとどまらず、社会・経済活動の根幹を支える重要なインフラとして機能するに至っております。その一方で、サイバー犯罪に関する相談件数の増加、あるいは、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、コンピューターウイルスの蔓延が社会

問題になっているとともに、サイバー空間の脅威に対する県民の不安も急速に高まっているところであります。これらサイバー空間の脅威に対処していくためには、社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう機運の醸成が必要不可欠であり、県民のサイバーセキュリティ意識の高揚を図るとともに、新たな傾向のサイバー犯罪等に対応するための官民連携の取り組みを強化する必要があります。

次に、新たな手口のサイバー犯罪の対応であります。情報通信技術の発展に伴い、コンピューターウイルスやスパイウェアといった高度な技術を利用した犯行手口や仮想通貨の取引など、新たなインターネットサービスを悪用した犯罪が全国的に発生しております。これらの新たな手口のサイバー犯罪に迅速・的確に対処していくためには、サイバー犯罪の捜査力のさらなる充実・強化を図るとともに、戦略的な取り締まりによる検挙対策、被害防止対策を推進していく必要があります。

このような現状・課題を踏まえまして、警察では、資料3の対策に記載しております、サイバー犯罪被害防止対策の推進、サイバー犯罪検挙対策の推進、産学の知見を活用した対策の推進の3点を対策の柱としております。

サイバー犯罪被害防止対策の推進について、3つほど説明させていただきます。

1つ目は、サイバーセキュリティカレッジの開催についてであります。サイバーセキュリティカレッジとは、県民の情報セキュリティに対する意識の高揚を目的として、警察職員や特定サイバー防犯ボランティアの方々が行う講演形式の啓発活動であります。開催状況につきましては、本年10月末現在で209回の開催、延べ受講者数は3万人となっており、前年同期と

比較すると、開催回数については4回、受講者数については約5,300人増加している状況にあります。講演内容は、インターネットの危険性、被害者や加害者にならないための基礎知識、そのほか受講者に応じた内容となっております。受講対象者に応じた内容というのは、例えば、児童・生徒の場合は、携帯電話やスマートフォンの正しい使い方、あるいは身近なトラブルの解決方法。生徒の保護者や教職員関係者の場合には、子供をサイバー犯罪から守る対策について。行政機関あるいは企業等の職員の場合には、コンピューターウイルスなどによる被害事例と対策、情報漏えい対策、あるいは被害発生時の対策・対応・措置等について、受講対象者ごとに対策に必要な知識の周知が図れるような内容となっております。

次に、特定サイバー防犯ボランティアとの連携についてであります。サイバー空間では、その匿名性から利用者の規範意識が低下しやすく、隠語・略語を使って援助交際を誘引する書き込み、あるいは他人を自殺に勧誘する書き込みなど、違法・有害情報が氾濫している現状であります。そこで、サイバー空間において、自主的な防犯ボランティア活動を推進して、自分たちが利用するインターネットの安全は自分たちで守るという意識を醸成し、インターネット利用者自身でサイバー空間の健全化を図ることも重要な取り組みであると考えております。本県警察では、平成27年度からサイバー防犯ボランティアの育成、活動の支援等に取り組み、平成30年度は、県内のIT関連企業に勤務されている25名の社会人の方、宮崎大学工学部の学生で情報通信技術とかかわり合いの深い14名の方、合計39名の方々を特定サイバー防犯ボランティアとして委嘱し、活動していただいております。特定

サイバー防犯ボランティアによる活動内容や実績については、平成30年10月末現在、サイバーセキュリティーカレッジの講演回数は15回、受講者延べ5,911名、サイバーパトロールにより発見した違法・有害情報を警察に通報した件数が22件で、その通報に基づき削除された件数が14件など、県民のサイバーセキュリティー意識の高揚とサイバー空間の浄化に貢献していただいているところであります。

次に、民間事業者等における自主的な被害防止対策の推進についてであります。近年、民間事業者等が管理するシステムサーバーから個人情報的大量に流出する事例が発生するなど、民間事業者等においても自主的かつ主体的な被害防止対策への取り組みが必要となってきております。そこで本県では、民間事業者等のサイバーセキュリティー向上に向けた各種取り組みを通じて、安全・安心なサイバー空間の発展に寄与することを目的に、本年1月30日、IT関連企業10社で構成する宮崎県企業・警察サイバーセキュリティー連携協議会を設立しております。また、同協議会は、県内民間企業に対するサイバーセキュリティー上の各種支援や啓発活動を強化するため、本年2月23日に、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、宮崎県工業会と宮崎県サイバーセキュリティーに関する協定を締結したところであります。この協議会の主な活動の内容については、宮崎県工業会主催のサイバーセキュリティーセミナーでの講演、あるいは、先日開催されましたみやざきテクノフェア2018において、コンピューターウイルス感染の模擬体験、タブレットを活用したサイバーセキュリティークイズなど、企業関係者やイベントに訪れた県民の皆様に広く啓発活動を実施していただいた

ところであります。今後とも、同協議会との連携を図り、民間事業者等における自主的な被害防止対策を推進していきたいと考えております。

次に、サイバー犯罪検挙対策の推進について説明いたします。

まず1つ目が、部門間の連携強化の推進についてですが、情報通信技術の発展に伴い、あらゆる犯罪にインターネットが利用されております。このような情勢の中、警察としましては、生活安全部門のみならず、全ての部門において、犯罪捜査はもちろん、適切な相談受理や迅速な被害拡大防止措置など、組織の総合力を発揮した効果的な取り組みを推進していく必要があります。そのため、警察では、宮崎県警察におけるサイバーセキュリティ戦略を制定するとともに、本部長を委員長とするサイバー空間の脅威に対する総合対策委員会を組織し、情報共有や相互連携による犯罪の戦略的な取り締まりなど、部門横断的な取り組みを推進しているところであります。

次に、サイバー空間の脅威への対処に関する捜査員等の対処能力の向上についてであります。サイバー空間が県民にとって重要な日常生活、社会活動の場として進展する中、深刻化するサイバー空間の脅威に的確に対処するためには、全ての警察職員が基本的な知識を習得していることはもちろん、サイバー犯罪捜査及び情報通信技術に関する高度な知識を有する捜査員の育成が重要な課題になっております。そのため警察では、サイバー犯罪捜査に必要な知識・技能の向上を図るため、平成23年から全警察職員を対象にサイバー犯罪捜査検定を実施し、本年度までにほぼ全職員が初級検定を取得しているところであります。また、各種研修といたしまして、高度なサイバー犯罪の捜査能力を有する警

察庁指定の広域技能指導官を招聘しての研修、サイバー犯罪対策課員が各警察署を巡回しての実践的な捜査教養、さらには、最新の情報通信技術や専門的知識を持つ県内の民間企業でのパソコンを使った実務的な研修等も行っております。そのほかにも、今月の13日には、警察本部において、県下警察職員のサイバー犯罪対処能力の向上を図ることを目的に、サイバーセキュリティ競技会を開催したところであります。今後も、複雑、多様化するサイバー犯罪に的確に対応するため、より実践的な教養研修や競技会等の開催を継続していきたいと考えております。

次に、産学の知見を活用した対策の推進について説明いたします。

まず、IT関連企業等に対する職員の派遣です。警察では、最先端のサイバー空間の情勢に関する情報収集に基づく分析力、あるいは高度な情報通信技術に関する知見を高めるため、本年から東京都内にあります企業等に2名の警察官を派遣しております。1名は、ことしの1月から3月まで電気通信事業者であるNTTコミュニケーションズ株式会社に派遣し、主に最新のサイバー空間の脅威の情勢等に関する情報の収集や分析、不正プログラムの解析要領等に関する調査を担当し、そのノウハウを習得してきたところであります。もう1名は、10月から一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター——通称JC3と言うんですけども——に派遣しているところであります。このJC3とは、産業界、学術研究機関、捜査機関が持つ情報や知識・経験などを共有するとともに、海外機関との連携を図るため、平成26年から業務が開始されたもので、九州では本県が初めて派遣したところであります。このように、産業界が持つ

最新の情報や知見を生かした取り組みは、次々
に出現する新たな手口のサイバー犯罪への迅速
・的確な対応に必要不可欠なものであり、本県
警察におけるサイバー犯罪対処能力の向上にも
大きな成果が期待されることから、今後も計画
的に継続していきたいと考えております。

最後に、宮崎大学工学部との連携強化につい
て御説明いたします。宮崎大学工学部は県内の
学術研究機関として、情報通信技術に関する高
い知見を有しておられることから、警察官のサ
イバー犯罪対処能力の向上を図るために、宮崎
大学工学部副学部長の岡崎直宜教授、油田健太
郎准教授をサイバー犯罪対策テクニカルアドバ
イザーに委嘱させていただいております。その
任務というのは、サイバーセキュリティー人材
の育成に関する支援、県民等に対する講演の実
施、最新の情報通信技術等に関する情報提供な
どであり、警察官のサイバー犯罪捜査対処能力
の向上等に御尽力いただいております。また、
岡崎教授は、先ほど説明いたしました、宮崎県
企業・警察サイバーセキュリティー連携協議会
の顧問にも就任され、同協会の効果的な運営
についても御助言をいただいているところであ
ります。

次に、情報通信技術に関する科目受講につい
てですが、これはテクニカルアドバイザーの岡
崎先生らの御尽力により実現したもので、高度
な知識・技能を有する捜査員の育成を図ること
を目的に、本年4月6日に、宮崎大学工学部部
長と私の間で覚書を締結し、警察官が同学部で
行われる科目を受講したものであります。受講
期間は4月から8月までの5カ月間で、毎週1
回、90分で行われる科目を計15回受講してあり
ます。今回受講した警察官は2名で、それぞれ
が持つ知識に応じて、1人は情報システム工学

科3年次専門科目である「ネットワーク応用」、
もう1名は大学院修士課程科目である「データ
解析特論」を受講しております。宮崎大学工学
部では、情報通信に関するさまざまな科目を行っ
ていることから、今後も警察官の知識に応じた
科目を受講させ、それぞれのスキルアップにつ
なげていきたいと考えております。

以上で資料の説明を終わりますが、冒頭で説
明したように、情報通信技術の発展に伴い、イ
ンターネットは日常生活を送る上で必要不可欠
なインフラの一つとなり、今やサイバー空間の
安全なくして治安は成り立たないと言っても過
言ではありません。例えば、現在ホテルの宿泊
の予約、ゴルフ場の予約とか、そういったもの
は全てインターネットを利用してやっております
ので、本当に身近な感覚で捉えていただきた
いと思います。今後も、家電や自動車、医療機
器、産業機械等のIoT機器の普及により、こ
れまでインターネットを利用されたことがない
方々もインターネットにかかわりながら生活し
ていくこととなります。つまり、県民の全ての
方がサイバー空間の脅威にさらされる状況にあ
ります。警察としましては、常に最新のサイバ
ー空間の動静を注視し、これらの脅威に先制的
かつ能動的に対処していくよう、実効性のある
各施策を推進してまいります。

以上でございます。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明が
終了しましたが、質疑はございませんでしょう
か。

○中野委員 表の3段目、不正アクセス等と書
いてありますよね。メールなんかみんな不正
アクセスで来ていると。不正アクセスの定義と
いうか、中身はどんなのがあるんですかね。

○河野生活安全部長 相談例で説明しますと、

例えば、インターネット上の商品販売のサービスにおいては、商品を購入した覚えはないのに「決済内容の確認の御連絡」という題名のメールが送られてきたとの相談とか——このような相談を受けた場合には、決済会社や携帯電話販売事業者、クレジット会社への連絡を教唆して被害拡大防止措置を図るわけですが、要するに、人のパスワードとかIDを盗んでその人に成り済まして商品を買ったりするのも不正アクセスですし、今のように、メールが送られてきて、それを受け取ってアクセスするというのも不正アクセスになります。

○日高副委員長 3の(1)のイの特定サイバー防犯ボランティアのところなんですけど、39名の方が本当に素晴らしい活動をされているということなんですけども、この人数がふえることはあるんでしょうか。

○河野生活安全部長 今後、適材な人物、あるいは推薦があれば、39名にとどまらず、順次ふやしていこうという考えがあります。

○日高副委員長 部長もおっしゃっていたように、インターネットは各分野で必要になってきますので、情報量も本当に多くなってきます。また、これから国際的ないろんな大会が日本で行われる中で、国際的なハッカー集団もターゲットにしていくところで、ボランティアの方をもっとふやして防犯ボランティアということをつくっていただきたいなと思っております。

○横田委員 例えば、私がインターネットを利用していたら、突然画面が変わって、このコンピューターは問題が発生しています、即解決するにはここをクリックしてくださいとかが出るんですよね。それを本当にクリックしていいものか全然わからなくて、どこまでが本当でどこ

までがうそかが全然わからない。昔みたいにプログラムとかを理解していなくても簡単に利用できるインターネットですので、ほとんどの人がそうじゃないかなと思うんですけど、どうすればいいんですかね。

○河野生活安全部長 実は私もそういう経験がありまして、身に覚えのない、あるはずがないメールとかがあった場合は、クリックしてしまうとウイルスに感染したり、あるいはよその画面に切りかわったりしますので、これは本当に無視していただきたいと思います。本当にわからない画面が出たときには、どういう情報の画面が出ているかということをお我々警察に問い合わせさせていただければ、知識のある人間が的確に対処していきますので、その場合はぜひ連絡をいただければと思います。

○横田委員 無視してほかの作業をしていたら、同じものがすぐにまた出てくるんですね。パソコンで本当に何か問題が発生しているんじゃないかなと思ったりするんですけど、そのこの区別がよくわからないんですよね。済みません、質問になっていませんけれど。

○河野生活安全部長 一つは、画面に出た内容をネットやスマホで検索すると、その画面に対する対応要領がある場合がありますので、そういうのも活用していただければと思います。

○徳重委員 サイバー空間詐欺での被害額は、一般的な詐欺事件と違うと思うんですが、金額的に大きいものかどうか。例えば、全国的にはかなりあるわけですが、宮崎県でも15件という数字が出ているようですが、この15件でどれぐらいの金額になっているものか。

○河野生活安全部長 振り込め詐欺と比較して御説明しますと、架空請求詐欺もインターネット上の犯罪になりますので、金額は出しており

ませんが、振り込め詐欺などは1件が100万円とかそういう高額な金額になるんですけれども、不正アクセスによる架空請求詐欺は、今のところ、何百万円とかいう金額ではありません。15件で金額が幾らというのは今手元にありませんので御説明できませんけれども、そんなに高い金額ではないということです。

○徳重委員 どれぐらいでしょう。大体の金額の幅がわかれば。

○河野生活安全部長 金額的には1件につき大体1、2万円の金額でありますので、それほど大きな金額ではないというところで御理解願えればと思います。

○渡辺委員長 1つ教えてください。検挙につながっているいろんな形があるんだろうと思いますけれども、昨年でいえば相談が2,600件ぐらいあっていて、検挙が75件あるわけですが、相談を受けて、その被害実態を聞いて、そこから突き上げていくみたいにして検挙につながるようなパターンが多いのか、受けている相談とはもう全然別の世界で、ネット上のパトロールであったりとか、ほかの端緒で発見した事件を立件しているパターンが多いのか、特徴として何らかあるものなんでしょうか。

○河野生活安全部長 サイバー空間における犯罪の検挙というのは、サイバーパトロールといって、インターネット上のいろんな書き込みとかいろんな情報をパトロールしています。その中で捜査員が、例えば、誰かが隠語で幾ら幾らでどこどこという書き込みがある場合は、それが児童買春につながるということで、犯罪を検挙する場合がありますし、商品詐欺に遭ったとか、ワンクリック詐欺に遭ったという相談があれば、その相談をもとにログの形跡をたどって行って、被疑者にたどり着く方法もあります。

○日高副委員長 先ほど、横田委員からそういう画面が出てきたときはどうしたらいいですかという質疑が出て、部長がそういうときは連絡をくださいとおっしゃっていたんですけれども、もちろん110番ではないと思いますが、どういったところに連絡すればよろしいんでしょうか。

○河野生活安全部長 連絡につきましては、各警察署に生活安全係がおりますので、そこが大体窓口になっております。その担当者でわからない場合でも、その担当者から生活安全部のサイバー犯罪対策課というところがありますので、そこは専門の集団ですので、そこに連絡して対応させていただくことになります。

○中野委員 詐欺とかで相手が宮崎県以外だった場合は、担当警察署はどこになるんですか。

○河野生活安全部長 この事件に関しては、県外捜査になってもその警察署が行きます。

○中野委員 宮崎県が。

○河野生活安全部長 どこでも行きます。犯罪を認知した警察署、例えば、商品詐欺とかワンクリック詐欺の事件が発生して、宮崎北警察署が認知し、その被疑者が県外にいる場合は、県外まで捜査に行きます。

○中野委員 担当が。

○河野生活安全部長 はい。

○渡辺委員長 おととい、高千穂でああいう非常に大きな事件が発生して、ちょっと確認をしたいんですが。ああいう事件が発生した際に、例えば、おとといは県議会の一般質問の最中でありました。報道等を見る限りだと、午前10時過ぎぐらいに事件の認知があつて、11時ぐらいに現場を見られて、それから当初は被害だけが確認できている状況でしょうから、何がなされたのかはわかりませんが、いろんな配備とか、どういう手続でいろんなことがなされた

のかということ、議会開会中でなかなか本部長の決裁をとったりとかができる状況じゃなかったりする場面もあったかと思うんですが、——議会に出ている状態ですので、何か問題があると言っているわけじゃないんですけれども、そういう際にいろいろ手続上で困ること等がなかったのかを確認させていただければと思います。

○鬼塚刑事部長 細かな捜査状況についてはつまびらかにできないんですけれども、認知を受けて現場に警察官が行く。そして、御遺体を発見する。そして、重要凶悪事件になりますので、当然、本部のほうも現場に行きます。そのほか、重要なことは現場保存して証拠の散逸、汚染防止とかをまず図らせておきまして、それから鑑識の専門家たちが現場に向かうという捜査の流れでいくわけですが、その中で事案の発生から逐一、組織を挙げて本部長に最後まで報告をするわけでございますけれども、それについては担当であります私でできるものについては私のほうで指揮しますし、また、必要な折において、それぞれ各段階での判断、そして、報告を上げて、指揮を仰ぐということでやっております。

○渡辺委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩します。

午前10時56分休憩

午前10時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、企業局長の説明を求めます。

○図師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

さきの常任委員会の現地調査におきましては、渡辺委員長を初め、委員の皆様には、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設を御視察いただき、まことにありがとうございました。

私ども企業局といたしましては、今後とも、電気事業を初め、3事業の健全経営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、御指導、御支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は、提出議案3件、その他報告事項2件の計5件でございます。

まず、提出議案につきましては、議案第23号「平成30年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」、議案第24号「平成30年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）」、議案第25号「平成30年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）補正予算（第1号）」の3件で、いずれも給料表の改定等に伴う職員の給料手当等の増額をお願いするものであります。なお、議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては当資料により行わせていただきます。

次に、その他報告事項でございますが、1件目は、平成30年度各事業の上半期の状況につきまして御報告させていただきます。また、2件目は、今年度の新規事業であります「企業局地域防災力向上支援事業」につきまして、その実

施状況等を御報告させていただきます。詳細につきましては、総務課長及び経営企画監より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奥総務課長 それでは、資料の1ページをお開きください。

議案第23号「平成30年度宮崎県公営企業会計(電気事業)補正予算(第1号)」であります。

まず、(1)の補正の理由であります。給料表の改定等に伴います職員の給料手当等の増額をお願いするものであります。給与改定の主な内容といたしましては、給与の0.15%の引き上げや特別給の0.05月分の引き上げなどでありませ

す。

次に、(2)の補正額であります。表の太枠の補正予定額の欄をごらんください。上から2段目、事業費(B)でございますが、補正予定額は759万2,000円であります。内訳としましては、上から4段目、営業費用の下の給料手当が605万8,000円あります。これは、給料及び勤勉手当等の引き上げによるものであります。その1つ下の退職給付費56万9,000円につきましては、退職手当の算定のベースとなります給料の引き上げに伴うものであります。その下の厚生費96万5,000円は、給料及び勤勉手当等の引き上げに伴います共済組合の事業主負担金等の増によるものであります。この結果、電気事業の事業費の合計は、上から2段目でございます事業費(B)の計のところになりますが、50億7,148万8,000円となります。

それでは、資料の2ページをごらんください。

議案第24号「平成30年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)補正予算(第1号)」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事業補正予算と同様であります。

次に、(2)の補正額であります。表の太枠の補正予定額の欄をごらんください。上から2段目の事業費(B)であります。補正予定額は51万3,000円あります。内訳につきましては、上から4段目の給料手当41万9,000円、1つ下の退職給付費3万5,000円、その下の厚生費5万9,000円でありまして、いずれも電気事業と同様の給料表の改定等に伴うものであります。この結果、工業用水道事業の事業費の合計は、上から2段目の事業費(B)の計のところ、3億5,696万3,000円となります。

それでは、資料の3ページをお開きください。

議案第25号「平成30年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)補正予算(第1号)」であります。

(1)の補正の理由につきましては、電気事業補正予算と同様であります。

次に、(2)の補正額であります。表の太枠の補正予定額の欄をごらんください。上から2段目、事業費(B)であります。補正予定額は6,000円あります。内訳につきましては、上から4段目の給料手当5,000円、2つ下の厚生費1,000円あります。いずれも電気事業と同様の給料表の改定等に伴うものであります。この結果、地域振興事業の事業費の合計は、上から2段目の事業費(B)の計のところになりますが、2,340万9,000円となります。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 真ん中のところは増額補正して何でマイナスになるんですかね。

○奥総務課長 今回企業局におきましては、事業収益の補正はございませんので、事業費(B)が補正増になり、収支残は収益から事業費を引いたものになりますので、マイナスになるということでございます。

○中野委員 給与の改定で上がるわけでしょう。既存の予定額から給料が上がって、補正予定額が何でマイナスになるとかなと思ったけれど。

○奥総務課長 今、委員がおっしゃいますように、事業費(B)のところを見ていきますと、ここは事業費、要するに経費のところでございますので、この部分は増になります。したがって、収支残につきましては、もともと事業収益(A)の部分から事業費(B)の経費を引きますので、結果、もともとの収入はふえていませんので、収支残としましてはマイナスになるということでございます。

○渡辺委員長 ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○奥総務課長 それでは、引き続きまして、資料の4ページをごらんください。

電気事業の業務状況について御報告いたします。

まず、(1)の事業の概況であります。①供給電力量の表の下から2番目にございます太枠の上半期計の欄をごらんください。上半期は降雨量が平年を上回ったことから、供給電力量の実績(B)のところでございますが、3億9,400万4,000キロワットアワーで、目標に対する達成率は、右から2列目にございます110.7%となっております。

次に、②の電力料金収入の表でございます。下から2段目の太枠の上半期計の欄をごらんください。電力料金収入の実績(B)でございますが、25億4,700万円余で、達成率は102.0%となっております。

5ページをお開きください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の表の下から2段目の太枠の事業収益の欄をごらんください。事業収益の収入済額(B)は28億5,100万円余で、予算額に対する収入率は、右端にございますように、55.4%となっております。前年度に比べまして収入率が若干高くなっておりますが、これは、今年度に有価証券を売却したことにより、表の下から4段目にございます営業外収益が増となったものでございます。

なお、電気事業のほうで工業用水道事業、地域振興事業の資金を一括して運用いたしまして、利益を各会計に配分しておりますので、工業用水道事業、地域振興事業の各会計におきましても同様に営業外収益の収入率が高くなっております。

次に、その下のイの支出の表をごらんください。下から2段目の太枠の事業費の欄を御説明いたします。事業費の執行済額(B)でございますが、18億4,000万円余で、予算額に対する執行率は右端の36.3%となっております。

6ページをごらんください。

②の資本的収入及び支出であります。これは固定資産等に係る収支をあらわすものでございます。

まず、アの収入でございますが、表の太枠のとおり、資本的収入の収入済額はございません。

次に、イの支出の表の太枠の資本的支出をごらんください。資本的支出の執行済額(B)は13

億6,600万円余で、執行率は右端の43.7%となっております。このうち、表の一番上の欄の建設改良費の執行率が10.2%となっておりますが、これは、主要な改良工事についての支払いが下半期に集中しているためであります。なお、契約率にしますと40.8%となっております。

7ページをお開きください。

工業用水道事業についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①の給水状況の表の下から2段目の太枠の上半期計の欄をごらんください。上半期は常時使用水量の実績(B)のところでございますが、1,000万1,000立方メートルと、目標である予定量をわずかに上回ったことから、達成率につきましては右から3列目でございます100.3%となっております。

次に、②の給水料金収入の表の太枠の上半期計の欄をごらんください。給水料金収入の実績(B)のところでございますが、1億6,300万円余で、達成率は右から2列目100.1%となっております。

8ページをごらんください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の表の下から2段目の太枠の事業収益の欄をごらんください。事業収益の収入済額(B)は2億1,400万円余で、収入率は右端の57.2%となっております。

次に、イの支出の表の太枠の事業費の欄をごらんください。事業費の執行済額(B)でございますが、1億300万円余で、執行率は右端の29.1%となっております。

それでは、9ページをお願いいたします。

②の資本的収入及び支出であります。アの収入でございますが、資本的収入はございません。

次に、イの支出の表の下から2段目、太枠の資本的支出の欄をごらんください。資本的支出の執行済額は200万円余で、右端の執行率は0.9%となっております。このうち、表の一番上の欄の建設改良費の執行率につきましては、右端でございますように0%となっておりますが、工業用水道事業につきましては、上半期は台風等の影響で濁水処理が多いために、例年、下半期に支出が集中する傾向がございます。なお、契約率につきましては67.1%となっております。

10ページをごらんください。

地域振興事業についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①のゴルフコース利用状況の表の下から2段目、太枠の上半期計の欄をごらんください。上半期は台風等による三度にわたるコース冠水被害などの影響で、利用者数の実績は平日・休日の合計で1万2,359人で、達成率は79.2%となっております。

次に、②の施設利用料収入の表の太枠の施設利用料収入の欄をごらんください。指定管理者の収入の減に伴いまして、納付金の納付を一部猶予しておりますために、実績は第1四半期分540万円となっております。

11ページをお開きください。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のアの収入の表の下から2段目の太枠の事業収益の欄をごらんください。事業収益の収入済額は900万円余で、収入率は右端の38.9%となっております。

次に、イの支出の表の太枠の事業費の欄をごらんください。事業費の執行済額(B)は1,100万円余で、執行率につきましては右端の48.4%となっております。

12ページをごらんください。

②の資本的収入及び支出であります。アの収入の表の太枠の資本的収入の欄であります。資本的収入の収入済額はございません。また、イの支出につきましても、資本的支出の執行済額はございません。

なお、参考といたしまして、13ページ以降に各事業の上半期時点での損益計算書と貸借対照表を添付させていただいております。

私からの説明は以上であります。

○新穂経営企画監 私からは、企業局地域防災力向上支援事業につきまして御説明いたします。

委員会資料の20ページをお開きください。

1の趣旨であります。地域貢献の一環といたしまして、企業局の水力発電所が立地する市町に対し、当該市町の要望に応じた防災用品を提供することによりまして、当該市町の防災力向上を支援するとともに、企業局のPR・知名度の向上を図るものであります。今回、第1弾といたしまして、企業局の発電所の中で一番古い石河内第一発電所が立地する木城町での防災用品贈呈式を実施いたしました。

2の実施日ではありますが、平成30年10月22日月曜日に、場所は木城町役場で実施いたしました。出席者は、木城町からは副町長ほか、企業局からは企業局長ほかが出席いたしました。

5の増呈する防災用品ではありますが、木城町の要望を踏まえた約80万円分の防災用品を贈呈いたしました。具体的には、保存食を2種類合わせて750食、フリース毛布120枚、ラジオ10台となっております。なお、これらの防災用品につきましては、石河内公民館など、発電所の周辺に町を通じて配布される予定となっております。また、贈呈する防災用品には、企業局の贈呈品である旨を表示するシールを張りつけるとともに、贈呈式の模様について町の広報紙に掲

載いただくこととしておりまして、これらを通じまして企業局のPRをあわせて図りたいと考えております。

6のその他であります。この事業の対象市町は記載の都城市を初め、10の市町としております。また、今年度につきましては、下線を付しております5市町に対し防災用品を贈呈することとしており、今回の木城町以外の4市町につきましても、今年度中に贈呈式を実施する予定としております。

なお、一番下に写真を掲載しておりますが、左側の写真が贈呈式の模様、右側の写真が木城町に贈呈する防災用品のイメージとなっております。

私からの説明は以上であります。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明が終了しました。質疑がございましたら、お願いいたします。

○徳重委員 まず、地域振興事業の上半期の状況の中でおっしゃいました、台風等で79%ということですが、経営的に本当に行き詰まっているんじゃないかなという気がしておるんですけども、どのように理解されているのかなと思ってですね。80%もいない状況の中で経営的にやっていけるのかなと。どんな状況なのでしょう。

○新穂経営企画監 今年度におきましては、ここに記載されていますように、台風による三度にわたるコース冠水被害が大きく影響しておりまして、達成率が79.2%になったと考えております。

ただし、現在もどんどん減っていている状況でございますので、来年度からの新しい指定管理者を募集しているところでございますが、新しい指定管理者とともに何か新しい取り組み、

誘客対策をやることによりまして、3万人以上の利用者を確保していきたいと考えております。

○徳重委員 ことし、相当な赤字が出るようなことでは、事業者に対して申しわけないなど。これは自然災害ですから、少なくともペイになるぐらいの支援はしていかないといけないんじゃないかなと考えているんですが、そういう形ができるようになっていくんですかね。

○新穂経営企画監 ここに記載しておりますとおり、四半期ごとに540万円納入していただくことになっているんですが、今、7月から9月までの540万円を猶予しているところがございます。最終的に、冠水被害によって例年にない延べ17日間のクローズをやっておりますので、それを考慮いたしまして、今年度は納付金が2,000万円なんですけれども、それを減額することを一つ考えておりまして、現在の指定管理者の経営の影響を最小限にとどめたいというふうには考えております。

○徳重委員 わかりました。

それから、企業局の地域防災力向上支援事業は大変いいことだと思っていますし、ぜひ続けてほしいんですが、贈呈する防災用品の有効期限がそれぞれあると思うんですね。食べ物等々が中心になっているようですから、そうなりますと、有効期限が切れたら、切れた後の処理はやらないのか、あるいは継続するのか、そこはどうなっているんですかね。

○新穂経営企画監 基本的には、防災用品・備蓄品の準備は市町村がやることになっております。今回はそれのお助けをするということで考えております。木城町さんには保存食を約750食ですけれども、現在、木城町が備蓄しておられる保存食との交換になります。5年程度の賞味期限が切れますと、今度はそのかわりは木城町

さんが手だてをすることになります。現在のところは今回限りと考えております。

今、他の4市町の防災用品も希望をとって購入準備をしておるところなんですけど、保存食を要望されているところは木城町さんだけで、ほかの4市町さんは発電機とか、投光器とか、有効期限のないものを希望されております。

○徳重委員 そこら辺ははっきり処理していらっしゃると思うんだけど、こういうものがあつた場合、毎回いただけるのかなという思いで待っていらっしゃった場合が非常に困るかなと。予算的にどれぐらいになるかわかりませんが、大きな金額になると、当然、それぞれ市町村は議会にかけて承認することになると思いますので、これは1回限りなり、あるいは何年おきなり、そういったものをある程度は明確にしておかないといけないんじゃないかなと思ったものですから、以上の質問をさせていただきました。

○中野委員 ちょっと聞き漏らした。株式を売却したという説明はなかったか。

○奥総務課長 債券を売却いたしまして、その債券の収入が増になっているという御説明をさせていただきました。

○中野委員 損益計算書の売却益をちょっと説明して。

○奥総務課長 今回、国債を27億円売却いたしまして、その収益につきまして、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業にそれぞれ運用の資金に応じて配分したということでございます。

○中野委員 わかればでいいんですけれども、損益の予定で、昨年と比べて大体プラスかマイナスか。半年だから出ていないかもわからんけれど、当期純利益のころは半年ごとにつくってなかったかな。

○**奥総務課長** 例えば、電気事業のところにございます当期純利益9億2,200万円でございますが、これは半年の分でございます。昨年度は最終的に電気事業におきましては7億円ちょっとでございましたので、半期を見たときには利益が若干上がっているところでございますが、さっき電気事業のところでご説明いたしましたとおり、今回、上半期は雨がかなり多かったので、その分の収益がかなり上がっております。ただ、最終的には年度で見てもないとちょっとわかりませんが、今のところはそういう状況でございます。

○**函師委員** 先ほど徳重委員が言われた地域防災力向上支援事業で、木城町を含め、ことしは5市町に配付されるということで大変ありがたいです。私が住んでいるところの公民館なり自主防災組織のほうにも恩恵がありまして、先ほど徳重委員が言われたように、賞味期限とか消費期限が来たものの代替で入れていただくんですが、じゃあ、消費期限が来たのはどうしているかといいますと、破棄しているわけではなくて、消費期限が切れる前に、その地区なり、公民館の防災訓練の炊き出し訓練のときにちゃんと使って、有効利用はしています。その後にもまた、こういうので補充ができるというのは大変ありがたいと思っておりますので、これは木城町だけじゃなく、県下に行き渡るようになっていけばいいなと思います。

それから、資料の4ページなんですけど、上半期は降水量が多くて、供給電力量は110%を超えているんですけども、電力料金収入は思ったほど大きくなっていないなと思ったんですけど、これは、理解が間違っていたら教えてほしいんですけども、ある程度もう発電能力に応じて定額料金が決められていて、従量料金は、確か

にふえてはいるんですけど、定額料金に多くとられてしまって、供給電力量がふえたから10%収益がふえるという単純なものではないということですかね。

○**奥総務課長** 委員のおっしゃるとおりでございまして、②の電気料金収入の表を見ていただきますと、上から2段目の基本料金の部分の実績が20億6,800万、今、御指摘の従量料金の分は4億2,300万で、比率でいきますと、基本料金の部分が9割でございます。ですから、残りの従量料金部分につきましては、10%ふえても、そこが10%伸びるというようなことではございせん。

○**函師委員** はい、わかりました。

○**渡辺委員長** 先ほど、一ツ瀬川のゴルフ場関係の話で、納付金を減額するというお話がありましたけれども、前回の委員会の説明で、今度の公募では、売り上げが低いときには、手続の中でいろんな措置が新しく盛り込まれているのは記憶にあるんですけど、今も契約上、納付金の減額が可能なのかということと、先ほど言った減額は、もう方針として決定している話なのか。それとも、減額も含めて、今検討をしていますという世界なのか、そこはいかがなんでしょうか。これまで説明等を受けてきた中で、ちょっと初めて、聞いたような気がしたものですから。

○**新穂経営企画監** まず現在の契約ですけれども、減額するという事は明確には記載しておりませんが、疑義が生じた場合は、甲乙双方で協議をすることになっておりますので、今回の場合は、指定管理者が責めを負わない冠水によるクローズというのが、例年になく多かったことを考慮いたしまして、お互いに協議したいというふうに考えております。

まだ、決まったことではございせんので、

今後の収入状況等も考慮いたしまして、最終的に検討していきたいというふうには考えております。

○**渡辺委員長** 今、納付をちょっと待っている状態ということでしたけれども、四半期に1回ずつ納付があるという説明だったかと思いますが、今、待っている分については、いつまでその支払いを猶予することが決まっているのか否かということと、今後、下期で物すごくゴルフ場がにぎわって、収益がいっぱいあるということなら別でしょうけれども、企業局の現時点での認識としては、今回の冠水については、減額をしてもいい状況だという認識でよろしいでしょうか。

○**新穂経営企画監** まず、第2四半期分の7月から9月までの分を猶予しておりますが、今度は10月から12月分も猶予して、3月時点での状況を勘案して、最終的に精算したいというふうに考えております。

○**渡辺委員長** あと、現時点までの状況を見たときに、企業局としては、減額をするに十分だという認識かを確認したいんですが。

○**新穂経営企画監** 減額を検討するに値するというふうに考えております。

○**渡辺委員長** ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○**函師委員** ゴルフ場経営に関しての人件費の裁量は、指定管理者のほうにあるかと思うんですが、今回このような状況の中で、従業員の方、パートの方も含めての賃金が下げられているというような現状はないですか。

○**新穂経営企画監** 月給についてはないというふうに考えておりますが、12月のボーナスに關しましては、どうなるか、ちょっとまだ聞いておりません。

○**函師委員** ちょっと危惧するのは、収入が減っている、従業員の方の処遇が悪くなる、サービスの低下につながる、利用者がさらに減るといふ悪循環というか、そういうスパイラルに入っていくないように、やはり最低限、従業員の方々の処遇は守っていただきたいということ、また指定管理者のほうにも伝えていかれたほうがいいのではないかなと思います。

○**中野委員** 指定管理者は、どこやったですかね。

○**新穂経営企画監** 一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターという財団がやっております。

○**中野委員** 県職のOBが多いですね。そうでもない。

○**新穂経営企画監** 常勤としては、県職のOBはおりません。理事に1人、OBがおります。

○**渡辺委員長** その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。暫時休憩します。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○**四本教育長** 教育委員会でございます。よろしく願いいたします。

まず、御礼を申し上げます。

10月に開催されました定時制・通信制生徒生活体験発表会及び文化の集いでは、渡辺委員長に、第67回全国青年大会宮崎県選手団結団壮行

式では、日高副委員長に、それから11月に開催をされました高城高等学校創立90周年記念式典では、徳重委員に、宮崎県文化賞授賞式では、渡辺委員長にそれぞれ御臨席いただきました。

また、これらのほかにも、教育委員会が主催いたしますさまざまな行事等に御参加いただき、まことにありがとうございます。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

ここから座って説明させていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、左側の目次をごらんください。

本日は、平成30年度11月定例県議会提出議案の御審議及びその他報告事項といたしまして、記載しております3件に、1件追加をいたしまして御報告させていただきます。

それでは、右側の1ページをごらんください。

議案第22号「平成30年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」についてであります。今回の教育委員会の一般会計の補正予算は、表の下のほう、太線で囲んでおります行の右から2番目の欄に記載しておりますように、4億4,250万2,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その右の欄、1,098億9,108万5,000円であります。

私からは、以上であります。引き続き、関係課長等が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 次に、議案に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○鎌田人権同和教育課長 平成30年11月定例県議会提出議案、第1号から第21号の冊子の、27ページをお願いいたします。

議案第11号「民事訴訟事件の和解及び損害賠

償額の決定について」御説明いたします。

本議案は、和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法の規定により、県議会の議決を求めるものであります。

1の損害賠償の義務の発生の原因となる事実についてですが、平成27年4月27日、宮崎県立宮崎大宮高等学校における転落事故に伴うものであります。

2の損害賠償の額は、400万円であります。なお、400万円のうち200万円は、都道府県立学校管理者賠償責任保険から充当されます。

3の損害賠償の相手方は、当時、高校1年生の男子生徒であります。

4の民事訴訟事件の和解についてであります。3の和解条項にありますように、アの「被告は、原告に対し、本件和解金として400万円の支払義務があることを認める」。イの「被告は、原告に対し、前項の金員を平成30年12月28日限り、原告の指定する口座に振り込む方法によって支払う」などがございます。

説明は以上でございます。

○中嶋教育政策課長 それでは、常任委員会資料の1ページに戻っていただきたいと存じます。

議案第22号につきまして、御説明いたします。

表の右から2番目、補正額の欄をごらんください。

今回、追加提案されました条例に基づきまして、職員の給与が改定されることに伴う人件費の補正であります。

具体的には、給料等の月例給の引き上げ分の年間所要額及び勤勉手当の0.05月の引き上げ相当分を盛り込んだものでございます。

この結果、教育委員会の補正額は、表の一番上の教育政策課が1,291万3,000円、これは、教育委員会事務局職員の人件費であります。

5つ下にあります教職員課が、4億2,958万9,000円、これは、県立及び市町村立学校職員の人件費であります。

その結果、合計で4億4,250万2,000円の増額となっております。

以上でございます。

○黒木教職員課長 同じく常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

議案第28号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてであります、平成30年の人事委員会勧告等を踏まえ、教育委員会が所管する市町村立学校職員の給与等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります、市町村立学校職員の(1)教育職の給料表と(2)宿日直手当の上限額を人事委員会勧告に基づき改定いたします。

(3)給与制度の総合的見直しに係る経過措置につきましては、人事委員会勧告に基づき廃止いたします。ただし、平成33年3月31日までの間、従前の給与制度の総合的見直しに伴う経過措置額から、毎年度2,000円ずつ減額して支給いたします。

なお、今回、改正が必要となりますのは、3の改正を要する条例に記載しております教育委員会が所管する3つの条例でございます。

次に、4の施行期日等についてであります、公布の日から施行し、平成30年4月1日にさかのぼって適用することとしております。ただし、給与制度の見直しに伴う経過措置廃止につきましては、平成31年4月1日からの施行としております。

最後に、資料はございませんが、県立学校職員につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、所要の改正が行われる予定となっております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 ちょっと2点、ようわからんとです。1ページでは、補正増額になって、2ページでは、毎月2,000円ずつ減額。ちょっとわかりやすく説明してくれんですか。意味がよくわからん。条例、条例と言われても。

○中嶋教育政策課長 1ページは、教育委員会全体の補正額になりまして、教育政策課のところは、先ほど申し上げましたが、本庁、教育事務所あるいは研修センターとか事務局職員のおおむね360名程度が対象になりますけれども、その給料が上がった分になります。

その下の教職員課のところは、市町村立の小中学校の先生等も入っていますので、非常に大きい額になっていますけれども、その分になります。

そして、2ページは、今、申し上げた市町村立学校分の規定の改正になります。

○中野委員 先生たちはトータルでプラス・マイナス、どっちになる。2,000円ずつ減額されて、増額したけれど。

○中嶋教育政策課長 2,000円ずつというのは、経過措置の話でして、今、補償額ということで、特に年配の職員とかは、基本給料表に加えて補償額が何千とか載っていますけれども、それを基本的にはなくすことになっているんですが、経過措置で毎年2,000円ずつ減らしていくという部分の話になります。

ですから、基本的には、給料自体は給料表でいうと、*0.02%上がるんですけども、実際、それを当て込んでいくと、行政職で0.15%、実際は上がると言われております。

○中野委員 そういう説明をしてくれればわかる。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。議案について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案に関する質疑は終了したいと思います。

ここで、暫時休憩いたしまして、午後1時から再開させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、午前中の議案についての質疑で、答弁の修正があると伺っておりますが。

○中嶋教育政策課長 午前中に、給料の関係で、実質的に給料が0.15%上がるというお話をしましたけれども、その前に、給料表で申し上げると「0.2%」なんですけど、誤って「0.02%」と申し上げましたので、訂正させていただきます。

それと、もう一点、補足なんですけれども、資料の2ページのところで、毎年2,000円減額というお話を委員からいただきましたけれども、それは、来年度からとなっております、一番下書いておりますように、今回の補正には含まれておりませんので、念のため補足させていただきます。

○渡辺委員長 中野委員、よろしいですか。

○中野委員 はい。

○渡辺委員長 次に、その他報告事項に関する

説明を求めます。

なお、3項目となっておりますが、追加で、五ヶ瀬中等教育学校における合格者の男女比に関する報告がありますので、4項目となります。御了解ください。

それでは、説明を求めます。

○川越高校教育課長 それでは、常任委員会資料の3ページをごらんください。

平成30年10月末現在の県立高校生の就職内定状況につきまして、御説明いたします。

1の平成30年10月31日現在の就職内定状況をごらんください。

上の段にありますように、平成30年度の卒業予定者は、男女合計で7,119名であります。

次に、就職希望者数につきましては、県内が1,293名、県外が896名、合計2,189名であります。このうち、10月末までに就職が内定した生徒は、県内が974名、県外が755名、合計1,729名であります。就職内定率で見ますと、県内が75.3%、県外が84.3%、全体では79.0%となっております。

表の右下になりますが、就職内定率を昨年度と比べますと、昨年度から1.2%上がっております。これは、県内外ともに企業の人手不足感が加速する中、人材を早期に確保するために、入社試験や内定通知を早く出す企業が増加傾向にあることが、一つの理由であると分析しております。

また、公務員の多くは、10月までに結果が出ておりませんので、公務員希望者278名のうち、247名が結果待ちの状況であります。

全体としては、未定者が460名おりますので、今後も引き続き、関係機関や学校と連携しながら、就職内定率の向上に努めてまいります。

※このページ左段に訂正発言あり

続きまして、別に配付しております五ヶ瀬中等教育学校における合格者の男女比についてという標題の資料をごらんください。

五ヶ瀬中等教育学校における合格者の男女比については、先般の一般質問を受け、テレビや新聞等で報道がなされておりますので、改めて御説明させていただきます。

まず、1の現状についてですが、五ヶ瀬中等教育学校は全寮制であることから、施設の制約により男女別の定員があり、現在は、募集人員40名のうち、男子22名、女子18名で、男女の数が固定化されている状況にあります。

施設の制約がある要因としては、開校前に小学生の保護者1万人を対象に行ったアンケートの結果を受け、男女比7対3で寮の建設を行ったことがあります。しかし、実際の募集においては、男女がほぼ同数という状況であったことから、これまで、男子棟の1棟の3階を女子寮とするなど、施設の改修を行い、女子の入学者をふやす努力を行ってきたところであります。

次に、2の課題についてですが、1つ目としては、施設の制約により合格者の数に男女差があることです。これについては、機会均等の観点から、募集人員に男女差があることは課題だと考えております。

もう一つは、入学者選抜実施要綱等に男女比が明記されていないことです。これについては、入学を希望する生徒や保護者に対し、情報を正確に伝えるという点で足りない部分であったと考えております。

最後に、3の今後の取り組みですが、まずは、(1)の平成31年度の入学者選抜への対応についてです。

これについては、試験日が年明けの1月19日と迫っている上、施設面の課題があり、直ちに

解消できないことから、資料に記載のとおり、男女の募集人員については、今年度と同様の男女比で実施する予定としております。

そこで、男女別の募集人員については、県内の小学校を初め、関係機関へ通知を行うこととしており、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)についてですが、さきに説明しました課題の解決に向け、教育委員会内で検討委員会を立ち上げ、施設面や寮の運用のあり方、入学者選抜実施要綱等への男女比の記載といった情報提供のあり方等の協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、男女で合格ラインが異なることで、男子よりも高得点ながら不合格になった女子がいる可能性についても報道されたところでありますので、過去5年間の状況について調べましたところ、過去5年間においては、不合格になった女子生徒が、男子合格者の最低点を上回っている状況は、4回見られたところです。

男女別に募集人員がありますので、それぞれの合格ラインが異なっており、不合格になった女子生徒のうち、男子合格者の最低点を上回った数は、0名の年もあれば、最大で19名という年もあった状況であります。

報告は、以上です。

○酒井特別支援教育課長 それでは、みやざき特別支援教育推進プラン(改定版)の策定について、御報告いたします。

資料の4ページ、1、策定の趣旨をごらんください。

県教育委員会では、第二次宮崎県教育振興基本計画に示されております、今後の特別支援教育推進のための施策の方向性を具現化するために、本プランを平成24年12月に策定しました。

このたび、国の動向や本県における新たな課題、本プランの成果等について整理を行い、高等学校における通級による指導など、新たな施策として取り組む内容等を中心に、本プランの改定版を策定することとしております。

続きまして、2、経緯をごらんください。

これまで、9月の文教警察企業常任委員会でお知らせしましたように、9月末から10月末にかけて、パブリックコメントによる意見募集を行い、いただいた御意見の集約及び意見の反映について検討してまいりました。その後、定例教育委員会において付議を行い、承認を得たところであります。

パブリックコメントにつきましては、次のページの3をごらんください。

本プランへのパブリックコメントは、21名の方から、延べ30件の御意見をいただきました。

(2)に記載しておりますとおり、主な御意見といたしましては、1番目にあります「発達障がいのある子どもの現状と課題や、その子どもたちが高等学校を卒業した後についても記載してもらいたい」というものや、2番目の「家庭と教育、福祉の連携に関する方策を記載してもらいたい」という御意見などでした。

これらの内容につきましては、現在、記載してある施策に含まれていることから、今後、施策の柱を具現化する過程で参考にしたいと考えております。

また、いただいたもののうち、1から3につきましては、(3)にありますように、別冊の50ページ等に掲載をしておりますイメージ図へ、文言やイラストを追記するなど、御意見を反映し、わかりやすくしております。

今後は、県内の学校や教育委員会を初め、福祉機関等への配付や、県立図書館等での一般公

開、さらにホームページへの掲載等を予定しております。

以上でございます。

○**萩尾スポーツ振興課長** 第73回国民体育大会についてでございます。

資料の6ページをごらんください。

第73回国民体育大会「福井しあわせ元気国体」は、9月12日から始まり、10月9日の総合閉会式をもちまして、全日程を終了いたしました。

第73回国民体育大会結果の1に示しておりますように、本県の男女総合成績であります天皇杯得点は、780.5点を獲得し、昨年から順位を5つ上げ、39位となっております。また、女子総合成績であります皇后杯得点は、439.5点を獲得し、同じく順位を5つ上げ、40位となっております。

2には、平成21年度からの天皇杯順位及び競技得点の推移を示しております。参加点400点を除く競技得点は、380.5点でありました。

その内訳を3に示しております。表の下のほうにありますように、ことしの国体では、成年が176点、少年が204.5点と、少年種別の活躍が目立った大会となりました。

4には、入賞競技を団体競技と個人競技に分けて示しております。

(1) 団体競技では、表の下から2つ目、弓道競技少年男子、遠的の1位タイを初め、バスケットボール競技少年女子の2位など、7競技9種別で入賞がありました。

次のページをごらんください。

(2) 個人競技では、表から3つ目のボクシング競技少年男子の時吉選手の2位や、表の中ほどにありますウエイトリフティング競技成年男子の中村選手の2位など、9競技40種目で入賞がありました。全体では、16競技49種目の入

賞があり、昨年を2競技12種目を上回る結果となりました。

今年度は、九州ブロック大会で、19競技37種目が予選を突破したものの、期待されていた団体競技が九州ブロック大会を突破できなかったこともあり、危機感をもって臨んだ大会となりました。

その中でも、「チームみやざき」を合言葉に、監督・コーチ・選手、そして、それを支えるドクターやトレーナーが気持ちを一つにして、最後まで粘り強く戦っていただき、県民の皆様は、元気と勇気と感動を届けることができたと思っております。

今後は、来年開催される茨城国体や、8年後に開催される2巡目国体に向けまして、関係機関と連携を図りながら、競技力向上基本計画に沿って、選手の育成・強化などにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

○河野委員 五ヶ瀬中等教育学校の報告の件で質問をしますが、現状の1つ目の丸、括弧内の、平成20年度のみ男子20名、女子20名が、なぜ実現できたかというか、なぜこうなったかという理由があれば、お願いします。

○川越高校教育課長 この年度においては、ちょうど女子に転出した生徒とかがいた関係で、たまたま寮のほうに若干のあきがあったために、20名を入学させることが可能であったと聞いております。ただ、この年度だけであって、その後は、それが継続することができなかったということです。

○河野委員 他学年の女子枠があったからということですかね。

○川越高校教育課長 他学年で転出した生徒がいたために、寮にあきが若干あったということです。

○河野委員 男子の合格者の最低点を上回った女子が19名の年度があったとおっしゃられましたけれども、この年に善処というか、この合格数の人数で何か対応したことはないということですね。

○川越高校教育課長 五ヶ瀬中等教育学校は、男女別に合格者の選定を行っておりますので、男子の上位から22番目、それから女子の1番から18番目という形での選考を行っております。

○河野委員 わかりました。

別件ですが、みやざき特別支援教育推進プランを読ませていただいたんですけど、パブリックコメントにもありました「発達障がいのある子供の現状と課題や、その子どもたちが高等学校を卒業した後についても記載してもらいたい」というものに対応したイメージ図ということで50ページに書かれてありますけれども、その上の文章の2つ目の丸に、新規と書いていますが、「発達障がい等のある生徒が抱える様々な困難を支援するため」という文があります。当該生徒の保護者から、私も相談とかを受けたことがあるんですけど、結局、何を支援してくれるのかが実は見えないというか、わからないことがありました。

特に高校生ですので、後はもう就職等を考えているところの保護者だったんですけど、結局、この発達障がいの子供に対するキャリア教育ですね。特別支援全体でキャリア教育云々というところがあるんですけど、発達障がいのある生徒に対してのキャリア教育ということで、やっぱり支援をしっかりとさせていただくとありがたいという相談がありました。

だから、そういうことがわかるような具体的な例を挙げていただいて、困難を支援するためというところを書いていただくと、保護者の方々は安心するかなとちょっと思ったところで。これは、もうでき上がった状態なんですよ。それがちょっと気になったところです。意見として。

○酒井特別支援教育課長 非常に大事な御指摘をいただきありがとうございます。まさに現在、既に行っておりますけれども、高等学校の通級による指導の中で、委員が今、おっしゃったことは、一番大事なところになっておりまして、通級による指導を行う中で、科目としては、自立活動といった科目になるんですけれども。その中で自立に向けたいろんなメニューを、例えば社会に出てからの人とのつき合い方とか、コミュニケーションのとり方、感情をコントロールする力等について、その科目の中で、今、やっているところでして、具体的なことについては、このプランに基づいて、これから行っていく各事業の中で展開しながら、保護者の方々も含めて、詳しくいろんなことをお伝えをしてみたいと思っております。

ただ、今年度から始まったものですから、まだ、この中にこういうことをやっていますと十分に描けないところがありまして、今後御指摘の部分を考えてまいりたいというふうに思っております。

○河野委員 善処してください。

○徳重委員 五ヶ瀬中等教育学校の男女の数の問題ですが、19名も女子が上回ったというのは、何年度だったんでしょうか。

○川越高校教育課長 年度につきましては、現在、生徒が在籍していることから、控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いま

す。

○徳重委員 そう言われると、なかなか質問がしにくいところですけども、ほかに4回も女子が上回ったと報告されたところですが、五ヶ瀬という特別な教育の場を県が設けているので、やはり生徒は男女平等に、公平に扱ってほしいという親心というか、本人もそう思っておったと思うんですが、過去4回も女子が上回ったということですけども、男子が上回ったというケースもあったと思うんですよ。それはどれぐらいなのか、まず教えてください。

○川越高校教育課長 入学試験に関する成績資料の保存期間は5年間となっております。過去5年間分に関しましては、女子の成績が上回ったケースが4回ありまして、1回は0名でありますので、ほぼ同じであったということになります。

○徳重委員 過去、何回かあったわけですから、そのときに教育委員会でこの問題について、これでいいのかという議論はなかったものでしょうかね。

○川越高校教育課長 五ヶ瀬中等教育学校に関しましては、男子の定員、女子の定員という考え方をしておりますので、男子の中で1番から22番まで、女子の中で1番から18番までという考え方をしております。

したがいまして、年度によって、受験生のレベルと申しますか、学力に差がある年度がありまして、女子のほうが非常に高かった年度が、その中で4回あったということですが、施設の関係から、なかなかその枠自体の改善には至っておりませんでした。

○徳重委員 募集の段階では、この数字がはつきりしているわけですかね。

○川越高校教育課長 資料にありますように、

募集要項には明示しておりませんでした。学校説明会等では、質問がありましたら、男子のほうが募集人員が多いということは説明しておりました。

○徳重委員 そこがいろいろ問題だなという気がしてならないんですけどね。今、大学でも医学部で大きな問題になっているわけで。少なくとも、高校までは義務に近いような状況の中で、差別をされたという感じがしているわけです。31年度はこのままということですが、私は、もう早速改めるべきだと思うんですが、教育長はどうお考えになりますか。

○四本教育長 基本的に寮の男女別の部屋数という制約があるわけでごさいます、例えば、今は22対18だから、20対20にする。ただ、これも1学年でそうすると、女子生徒が2名ふえるわけですね。そうすると、あそこは中学・高校ですから6学年。そうすると6年たつと12名ふえる。大体2人部屋だとすると、6部屋ないといかんわけです。若干余裕があるとしても、6部屋というのは、そのうち無理がきますので、やっぱり何らかの施設の改修等をしないと、20対20もできないということになります。

いろいろ内部で検討はいたしました。来年の入試がもう1月なものですから、かえって、今、混乱をさせるよりは、31年度は22対18でお許しをいただいて、その後については、施設の改修も含めて検討させていただくということになります。

○徳重委員 わかりました。次に国体の結果についてですけれども、ことしは、男女とも5つ順位が上がったということですが、2巡目の国体がもうはっきりしているわけですし、何とか天皇・皇后杯をという県民の希望が非常に大きいと思うんですよ。

そこで、39位と40位という順位が出ているわけですが、26年には19位まで上がっているわけですよ。その前は38位ですから、20位ぽんと上がったことになるんですが、このときは、どういう種目の、どういう結果で、この19位という順位が出てきたんでしょうかね。

○萩尾スポーツ振興課長 平成26年は、長崎県で国体がありました。長崎県で国体ということは、まず、その予選会であります九州ブロック国体に長崎県が出場しないということで、九州ブロックの通過を考えたときには、長崎県と本県は強化種目がある程度似ていましたので、非常に通過しやすかったという点が一つあると思います。

それから、ソフトボール、サッカー、軟式野球、ハンドボール、そういう人数の多い団体競技は点数が大きいのですが、そこが優勝とか、3位以内に入った競技が多かったのも、点が取れまして、601点をとったという分析をしております。

○徳重委員 39位、40位というのは、もう後ろのほうに近いわけですね。このままいくと、どうなるのかなという気がしますし、今、競技場の問題でいろいろなことが起こっているようですから、相当腹を据えてかからないといけないんじゃないかなと思っているんですよ。どこに力を入れたら点数を稼げるか、可能性を含めて、今、思っていらっしゃるようなことを教えていただくとありがたいです。

○萩尾スポーツ振興課長 ことしの九州ブロック国体ですけど、例年、本県が得意としておりました剣道競技や弓道競技が、ちょうど世代交代等がありまして、ちょっと不振であった。成年女子等の点数がちょっととれなかったなど思っております。

ここにも示しておりますとおり、成年女子の得点が非常に少ないことがわかると思いますので、本県の大きな課題として、いわゆる女子競技力、特に成年女子の女子競技力を、しっかり今後充実をさせていかなければいけないのかなと考えております。

また、今、委員もおっしゃっていただきましたけれども、いわゆるまだ点数のとれていない未普及競技をどういうふうに今後点数がとれるような競技に成長させていくかが大きな課題なのかなというふうに捉えているところであります。

○徳重委員 最後にしたと思います、国体競技は、現在、宮崎で行われている競技以外にも、毎年新しい競技も入ってきたりするんじゃないかなと思うんですけれども、そういった新規競技に対して、あるいは余り普及していないものでも、力を入れたらいけるんじゃないかという競技は、どんな競技があるものでしょうか。ちょっと教えてください。

○萩尾スポーツ振興課長 ことしも、九州ブロックで非常によかった点は、今まで未普及で、なかなか厳しかったボート競技が、去年は1つしか通過がなかったんですけれども、ことしは5つ通過ということで、特別選考の先生等が頑張っていたいただき、非常に前向きになってきたのかなと思っているところであります。

あと、少年の自転車競技ですけれども、今、非常に競技人口がふえてきて、特別選考の先生が2人で頑張っておられて、非常に楽しみになってきたと。女子のほうは、国体では成績が出ませんでしたけれども、ことし、1人がインターハイで優勝しております。

あと、セーリングは2校が頑張っていたいっているんですけれども、ことし1人、入賞してお

りますので、そういう競技等が、今後伸びてくるのかなと考えているところであります。

○横田委員 就職内定状況についてお尋ねしますが、卒業者が毎年減少している中で、県内の就職希望者数は、毎年増加しておりますけれど、大変うれしいことだと思いますが、これは、これまでのいわゆる県内企業を知ってもらうための取り組みが、成果として上がってきたと判断してよろしいでしょうか。

○川越高校教育課長 県内就職につきましては、就職支援のネットワーク事業とかによって、あるいは県内企業のよさが、少しずつ生徒たちや保護者のほうに伝わりつつある、その成果ではないかと考えております。今後も、こういった県内企業の魅力を、生徒、保護者に伝えていく努力を継続していきたいと考えております。

○横田委員 こうやって県内で働いてくれる若者がふえて、その子たちが、はつらつと働いてくれている姿を見たら、ますますまたこの数字が上がってくるんじゃないかなと思いますので、引き続き、そういった取り組みをお願いしたいと思います。

それともう一つ、国体関係ですけれども、団体競技で選抜チームと単独チームがあるじゃないですか。どっちが本当にいいんだろうかと考えるんですけれども、複数チームに秀でた選手がいて、それを集めて選抜チームとしてつくるのがいいのか、それとも、毎日一緒に練習してきた、チームワークのとれた気心の知れた選手たちだけでやったほうがいいのか、なかなか判断が難しいんじゃないかと思うんですけれども、考え方を教えてください。

○萩尾スポーツ振興課長 基本的に、例えば単独校、いわゆる強化指定校がありますけれど、そういう単独校が、全国ベスト8以上のレベル

にあるときは、そこを中心に考えたほうがいいだろうと。もう入賞する力がありますから、そこに足りない選手を少し補って、選抜チームをつくるのが、多分、理にかなっているのかなと。

ただ、単独校を見たときに、ちょっと力がないというときには、やっぱりいい選手を幾つか集めて練習会をやる。そして、そのためには、やっぱり早期の取り組み、練習会でありますとか——団体になりますと、戦術とかの理解が要りますので、そういうような工夫をして。今、競技団体ともそこは話をしておりますので、というのが一番いいかをヒアリングしておりますので、そういう考え方でやったほうがいいのかなと考えているところであります。

○横田委員 これまでの高校総体とかを見ても、例えばバスケットとか、バレーボールとか、ハンドボールとか、サッカーとか、日本一になったチームって結構あるじゃないですか。そういったチームがあれば、もう単独でも十分戦えるんだろうと思うんですけどね。確かに言われるように、その中のちょっと足りない部分を、ほかのチームから秀でた選手を入れると。それがいいのかもしれないね。そのときそのときでやっぱり状況が違いますよね。わかりました。

○中野委員 五ヶ瀬中等教育学校の件やけれど、県議16年目にして、入学者の数がこういうふうになっているというのを初めて知った。これは、もう検討するとかいうよりは、やっぱり宿舍の増改築をして、ある程度予備を持つとかんと。もう検討する必要はないのではないと。ことはもう間に合わないけれど、とにかく早く予算要求して、31年、32年ぐらいにはなくすような方法で。金だけつければできる。

○川越高校教育課長 御指摘のとおり、できる

だけ早急に、スピード感を持って検討していきたいと考えております。

○中野委員 これは、本当、落ちた女性はかわいそうよ、やっぱり中学校のときからね。自分たちの子供だったりしてもよ。これは、来年度予算要求して、もうやるということを、教育長、決めんといかんわ。

○四本教育長 委員のおっしゃることは、まことに、ごもっともでございますが、教育関係、学校関係だけを見ても、いろんな老朽化対策であるとか、教室不足があります。また寮についても、ほかの高校では、絶対的に部屋が足りないところもあつたりしまして、なかなか五ヶ瀬を成績順ですばっととるというふうになると、かなり余裕が必要と。余裕というのは、使わなければもう空き部屋ですから、それに予算がどれだけつけられるかは、ちょっとなかなか難しいところもあるかもしれません。ただ、その辺を含めて検討はしてまいりたいと思っております。

○中野委員 これは、やっぱり大きな問題だと思うな。予算は財政課がつけるから、遠慮せずに教育委員会を出せばいい。それと、ほかの一般県立高校は、男女問わず上位からとっていくわけやね。

○川越高校教育課長 委員の御指摘のとおり、男女関係なく定員でとっております。

○中野委員 それと、県立高校生の就職内定状況の県内・県外就職率。前に1回、教育委員会から資料をもらって、県立高校の県外・県内の就職率を見たんですよね。普通科系の進学校は、ほとんどいない状況で、県外に行っている人は、やっぱり工業系が多い。だから、全体を集めて説明するとか、もうそんな話じゃねえなと思う。

だから、私は、いろいろ知りたいから、ぜひ

やってもらいたいなど。工業系の中で、最初からもう県外に行きたいと決めておる人ね。県内で働きたいけれど、自分の希望する職種がない。そういうのを私は1回知りたいんですよ。もともと県外に行きたいという人を無理やり、県内に残りなさいというのは、そこまでやる必要があるのかなと思って。

それと、やっぱり今から労働力不足がかなり出てくるから、今以上に企業は獲得競争になると思う。就職説明会を商工もやっとするよね。それと教育委員会に労働局。恐らく県庁内で4,000万ぐらいは使ってるんじゃないかな。

だから、さっき言った県外に行きたいという人のアンケート調査を、しっかり1回やって、ある程度、工業系高校の県内で働きたいという人とかに的を絞って。それだけしっかりすれば、あんまり言うことがなくなるんじゃないかなと思って。やっぱり本人の意思が重要だしね。ぜひそれを1回、やってください。でないと、このままいってもどうしようもないもんね。もともと行きたい人を引きとめるわけにはいかんし。お願いします。

○川越高校教育課長 委員の御指摘があったような点も含めて、いろいろ調査をしていきたいと思います。確かに県外を最初から志している生徒も、県内企業を見学したら、この企業に行ってみたいというふうな気持ちが芽生える場合もありますので、生徒たちが多角的な視点を持つようにしていきたいと考えております。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。なければ、1点。五ヶ瀬中等教育学校の件なんですけど、近年の志願者数は、男女別でどうなんでしょうか。

○川越高校教育課長 平成30年度が、男子が50名、女子が44名、合計94名。29年度が、男子53

名、女子60名、合計113名。28年度が、男子61名、女子48名、合計109名。27年度が、男子63名、女子56名、合計119名。26年度が、男子66名、女子66名、合計132名。直近では、このような形になっております。

○渡辺委員長 施設面での限界があるというのは、今までの御説明でもよくわかったんですけども、31年1月から今後のことを協議するとなっていますが、教育委員会としては、先ほどの中野委員の指摘にもありましたけれども、通常の中野委員の指摘にもありましたけれども、通常の県立高校のように、入学試験の順番でというのを原則と考えるのか。それとも、今まで、開校当時から男女比率は定めていたわけですよ。もともとは7対3にしようと思って。

宮崎県の教育機関として、もちろんイーブンで競争するのもありだし、こういう考え方もありなんだという大前提のまま、緩和措置を検討しようと言っているのか。それとも根本のところから検討しようとしているのかという意味でいうと、ここで言う31年度からの検討というのは何を指すのでしょうか。多分そこが一番大事なところかなと思うので、押さえておきたいんですが。

○四本教育長 それを含めて検討ということになると思っております。今までは考え方としては、おっしゃったように、男女を固定して、とるというか、入学を許可して当然だというふうに考えていたわけですが、いろんな世の中の流れもありまして、だんだんそういう考え方でいいのか、今、突きつけられているということですから、そこら辺も含めてちょっと検討したい。ただ、最後まで、部屋数の問題があるので、一挙にはなかなかいかないかもしれませんけれど。

○渡辺委員長 わかりました。

その他報告事項に関して、ほかにございます

でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、その他で何かございますでしょうか。

○**中野委員** 質問じゃないんですけれど、よく、ある高校の先生が、うちの卒業生は離職者数が一番少ないんですという話をしている、政策評価でも3年以内の離職率が書いてある。

これも、高校生がいろいろ説明を受けて行ったけれど、全然中身が違っていったとか、今はもう売り手市場だから、まだ自分の意思として、違うところに行きたいとか、私は、それは逆にいいことじゃないかなと。一生の話でね。だから、3年以内の離職率という言い方は、今のグローバルな世の中ではちょっとおかしいんじゃないかなと思う。やめて、ぶらぶらはいかんですよ。

だから、離職率という考え方をちゃんと定義して、今、求人も多いから、自分がより希望していたところが変わるといふ人もとれる範囲でとって、してもらいたい。要望でいいです。

○**横田委員** エアコン設置についてお尋ねしたいんですが、来年の夏に向けて、小中学校のエアコン設置が非常に活発化してくるんじゃないかと思うんですけれど、業者さんですよ。例えば、設備設計とか、エアコンとか、そういう業者さんの話を聞くと、もうとても手が回らんというふうな話も聞くんですよ。

それで、例えば、学校側の関係で夏休みとかに集中する——夏休みじゃ間に合いませんね。春休みとかに集中させようと思っても、現実的に難しいんじゃないかというふうな話も聞くんなんですけれど、来年の夏に向けてのエアコン設置の考え方をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○**柚木崎財務福利課長** この前の一次補正で、各市町村から申請が上がってきておりまして、採択については、まだ今からなんですけれども、委員がおっしゃるような状態は、やっぱり危惧される所でございます。文科省からも、そこを何とかうまく調整するよというよという連絡は来ております。

ただ、やっぱり急ぎたい。できれば、今年度補正でも来年度に繰り越して、夏までには稼働させたいというのは、どこも一緒だと思うんですけれども、やはり各市町村の中での業者の調整とかが必要になってくるのかなと思っております。なるべく混乱しないように、スムーズに工事が進められるように、私どものほうでも調整をしていきたいと考えております。

○**横田委員** できれば、全部の学校を一遍に同じ時期にやれたほうが、平等性を考えたらいいんでしょうけれど、業者の数は限られていますし、学校ばかりかかっているわけじゃなく、ほかの仕事もあるわけだからですね。もしかすると、複数年に分けてやらざるを得ない状況も出てくるんじゃないかなと思うんですけれど、やっぱりそういうことも十分考えられるわけですかね。

○**柚木崎財務福利課長** 来年度の夏までには無理かもしれませんが、国が、もう今回一気にやっという事で、宮崎市以外は、ほとんど全部上げてきていますので——宮崎市は、独自に別の方法を考えるということですので、基本的には全市町村が来年度中にはやろうとしております。ですので、来年度末までには、やる必要があると思っております。

○**横田委員** 業者さんたちも、できるだけ頑張りたいとは言っておられますので、いろいろ混乱する場面もあるかもしれませんが、

ぜひ御努力をお願いします。

○徳重委員 先ほどの中野委員のお話の続きになるんですけども、就職して、一、二年で帰ってくると。ハローワークに行けば、仕事は幾らでもあるかもしれませんが、それぞれ学校で3年間、指導を受けた先生方がいらっしゃるわけですよ。学校に、そういった帰ってきた人の受け皿になるような、話し合いができるようなものがあるとありがたいんだけどという話を二、三聞いたんですよ。

ハローワークに行けば仕事は幾らでもあるかもしれないが、専門的なものも含めて、その生徒の性格やら、いろんなことがわかっていらっしゃるわけですから、ここに行ったらどうか、こういう企業も来ているぞということが一番わかるのは、学校じゃないかなということで、そういう受け皿的なものは、今、考えていらっしゃらないのか。あるいは、あるのかどうか、教えてください。

○川越高校教育課長 大変大事な御指摘をありがとうございます。特に県外に就職した生徒が離職して帰ってきた場合には、母校の進路指導部を訪ねるように指導をしております。母校の進路指導部が窓口になりまして、就職支援のエリアコーディネーターが県内の新たな就職先を見つけるなどの手助けをすることができますので、また、そのことを周知していきたいと考えております。

○徳重委員 ぜひ生徒に、もしそういう状況になったときには、学校にまず相談しなさいと、卒業前にしっかりと教えてやってほしいなということを要望しておきます。

○中野委員 この間かな、全国のいじめ件数が出ていましたよね。たしか、宮崎が一番多い。間違いないの。

○渡辺委員長 数が一番多いと。

○中野委員 そうそう、数が一番多くて。だから、よくうちのも時々けんかをするをやけれど、いじめとけんかの間というか、いじめの定義。これが全国一律になっていないんじゃないかなと思って。宮崎県が一番いじめの件数が多いということで、いい話じゃないわけや。

それが改善していけばいいけれど、やっぱりいじめの定義というのをしっかりせんと。毎日けんかしたかどうか聞くけれど、どこ辺までがいじめなのかという、そこら辺を、しっかり全国一律での上げ方、定義の仕方をしないと、いつまでたっても、宮崎県はいじめの件数が全国で一番多い。別に少なくせいという話ではないけれど。そこ辺がよくわからんわけですよ。やっぱり、いじめの件数に上げる数を、しっかり定義したほうがいいんじゃないかなと思って。

○鎌田人権同和教育課長 本県におきましては、安易にけんかや悪ふざけと判断することなく、例えば、けんかであっても、その背景には、日ごろいじめられてきて、手を出したことがあるのではないかとすることも考えて、慎重に対応しており、けんかであっても、いじめと捉えて、学校組織として対応している事例もあります。基本的には、子供たちが数人集まったら、けんかやいじめ等は起きるものとして積極的に認知して、子供たちが重大な被害をこうむらないように、早期解決するように、各学校には積極的に指導しているところであります。

○中野委員 だけど、いつまでたっても、全国で一番多い件数かもわからんね。

○図師委員 今のいじめの件で、PTAの方とちょっと意見交換をする機会があったんですけど、子供間のいじめももちろんそうなんですけど、最近は、保護者間のいじめ、PTAの中の

いじめがあって、それがそのまま子供たちに投影されているようなケースも少なくないというのを聞きました。

例えば、PTA役員をする人たちは、する人たちが仲間をつくって、グループLINEをつくる。その中で、LINEに反応しない、既読スルーするような人たちは、もうどんどんそこから仲間外れにされる。ましてや、役員にならない親御さんたちは、もう、はなっから仲間外れにされている。

あの親の子供だから誰々ちゃんとはもう話をしたらだめよとか、もう無視しなさいとかいうのを、親が子供についていう話も多々あるようで。そういう保護者間とかPTA間でのアンケートを何かとられて、そういうものが子供たちに悪影響を及ぼしていないか。また及ぼしているんであれば、それを学校の問題、PTAの問題として、1回学校で取り上げていく時期にも来ているんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○鎌田人権同和教育課長 今、委員がおっしゃったような保護者に対するアンケートは実施していないんですけれども、確かに保護者への啓発も非常に重要でありますことから、各学校の家庭教育学級で人権に関する研修を行っております。本課からも講師として伺っておりますが、その中で、大人の人権感覚でありますとか、大人の言動が子供に影響することを指導、お話ししているところであります。今後も、そういう保護者に向けての啓発に積極的に取り組んでいこうと思っています。

○図師委員 よく言われる親の教育、親の人格の醸成とか、社会常識の醸成をつくっていくような機会というのが、今、求められているんだなというのをつくづく感じたところでした。

○渡辺委員長 その他よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。暫時休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、あす11月29日、木曜日に行くこととし、再開時刻を13時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、本日の委員会を終了いたします。

午後2時3分散会

平成30年11月29日(木曜日)

午後1時28分再開

出席委員(7人)

委員	長	渡	辺	創
副委員	長	日	高	陽一
委員		徳	重	忠夫
委員		中	野	廣明
委員		横	田	照夫
委員		河	野	哲也
委員		凶	師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲	斐	健一
議事課主任主事	石	山	敬祐

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして賛否も含めまして御意見がございましたら、お願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時28分休憩

午後1時29分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

特に御意見はないようですので、議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第11号、第22号から第25号及び第28号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容につきまして、御意見がございますでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、皆さんの御意見をもとに正副委員長に御一任いただくということで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査について、お諮りいたします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ございませんので、この旨、議長に申し出ることいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

1月24日の閉会中委員会につきましては、た

平成30年11月29日(木)

だいまの協議のとおりの内容で開催するという
ことで、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上で委員会を終了
いたします。

午後1時32分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創